

# 避難指示区域内における活動について

令和元年9月5日改訂版  
原子力被災者生活支援チーム

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域について、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」の3つの区域に見直されました（「居住制限区域」については、全て避難指示解除が完了しています）。

本紙は、これらの区域における活動の留意点について、整理したものです。

## 見直し後の避難指示区域について

### 【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認（各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認）された地域です。

同区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることとなりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域です。

### 【居住制限区域】（現在該当区域なし）

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認（各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認）された地域です。

同区域は、将来的には住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域です。

### 【帰還困難区域】

事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのあるとされた地域です。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当します。

## 各区域共通の留意点

避難指示解除準備区域及び帰還困難区域では、引き続き避難指示が出されております。原則として、関係者以外の方の立入りはご遠慮いただくとともに、立入りの際の安全・安心確保のため、特に以下の点にご留意ください。

- ① 道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。車を運転される際には十分にお気を付けください。
- ② 区域内で保管されていた飲食物は、区域からの持出しを含めて飲食・利用しないようお願いします。
- ③ 原則、区域内での宿泊はできません。
- ④ 区域内で喫煙や火気を使用する作業を行う場合には、火の取り扱いに十分お気を付けください。
- ⑤ 感電のおそれがありますので、切れた電線に近づいたり、触れたりしないでください。  
また、ご不在時など電気を使用しない場合には、ご自宅、事業所のブレーカーのレバーを下げてください。
- ⑥ 震災の影響によりガス漏れなどの恐れがあります。LPガスをご使用の際は、お取引されているLPガス販売店の点検を受けてからお使いください。  
また、路上などで放置されているLPガスボンベなどの高圧ガスボンベを発見した場合には、ガスが漏れている可能性があり危険ですので、できるだけ近寄ったり、触れたりせず、最寄のLPガス販売店または一般高圧ガス協会（7ページをご参照）にご連絡ください。
- ⑦ 貴重品などの大切なものをご自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締まりをしっかりと行ってください。

## 避難指示解除準備区域の留意点

「避難指示解除準備区域」では、以下の活動ができます。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅  
※住民による自宅などの片付けや、修繕、改築及び新築(以下「修繕等」という。)を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)  
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保安全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 地域コミュニティで実施する行事、復興に資する視察・研修等実施するための参加者等の立入り
- ⑤ 復旧・復興に不可欠な、区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業(以下単に「事業」という。)(注1)  
※金融機関(郵便局・農協の金融サービスを含む。)、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど。
- ⑥ 復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業(注1)  
※小規模小売店、食堂、診療所(入院を除く。)などについては、防災・防犯などに留意することを前提に、市町村長の判断のもとで事業ができます。
- ⑦ 製造業など居住者を対象としない事業(注1)
- ⑧ 営農・営林(注1)(注2)
- ⑨ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)  
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

「避難指示解除準備区域」では、原則、以下の活動ができません。

- ① 本区域内での宿泊(特例宿泊等※の制度に基づく宿泊を除く。)  
※一定の要件を満たす、年末年始やお盆等の特例宿泊、ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊等。
- ② 本区域外からの集客を主とする事業  
※本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業など。
- ③ 本区域内での宿泊者(特例宿泊等の制度に基づく宿泊者を除く。)の存在を前提に実施される事業

この区域においては、スクリーニングや線量管理などは原則として義務づけられておりませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

注1・注2 6ページをご覧ください。

# 帰還困難区域の留意点(1)

帰還困難区域は、区域見直しを行った平成24～25年当時の放射線量が非常に高いレベルにあるとされたことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民の方に対して避難の徹底を求めています。

その場合でも、例外的に、可能な限り住民の方の意向に配慮した形で一時立入りを実施しています(その際、引越業者や修繕等業者を帯同することもできます。)

なお、一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し、個人線量管理や長袖・長ズボン又は防護服などの必要な防護装備を着用することが求められます(ただし、特定復興再生拠点区域内においてバリケードなど物理的な防護措置を実施しない区域における留意点については、次項をご参照ください。)

また、被災地域の復旧・復興に資するため、一定の要件に該当する場合は、指定された帰還困難区域の道路を通過することができます。(注3)

さらに、復旧・復興に不可欠な事業であって、別添の手続きにより認められたものを実施することができます。

なお、帰還困難区域のうち、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)に基づく認定特定復興再生拠点区域については、放射線量の低下状況等も踏まえ、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す地域であることから、以下及び次頁に留意し、活動することができます。

## ■福島復興再生特別措置法に基づく「認定特定復興再生拠点区域」の留意点

当該区域では以下の活動ができます。

地域によっては空間線量率から推定される年間積算線量が20ミリシーベルトを超えることもあり得ることから、こうした地域では、不要な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りは控え、用事が終わったら速やかに退出してください。

- ① 公益を目的とした立入り(注1)  
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保全管理を目的とした立入りなど。
- ② 以下の事業のうち、別添の手続きにより認められたもの(注1)(注2)
  - ・復旧・復興に不可欠な事業
  - ・復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者などを対象とした事業
  - ・製造業など居住者を対象としない事業
  - ・営農
- ③ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)  
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

「認定特定復興再生拠点区域」では、原則、以下の活動ができません。

- ① 本区域内での宿泊
- ② 本区域外からの集客を主とする事業  
※本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業など。
- ③ 本区域内での宿泊者の存在を前提に実施される事業

注1 6ページをご覧ください。

## 帰還困難区域の留意点(2)

### ■「認定特定復興再生拠点区域」内において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しない区域の留意点

当該区域では、通行証なく立入ることが可能ですが、長時間の滞在についてはお控えください。また、区域内での宿泊はできません。

高頻度で立入りをされる方は個人線量計の携帯をお願いします。

区域内の道路を歩いたり、清掃済みの自宅内で過ごす場合は、通常の服装で問題ありませんが、長期間立入りしていなかった未除染の家屋内での作業や、未除染区域での除草、清掃等の作業にあたっては、場所によって線量の高い埃・土埃等に接する可能性があることから、埃・土壌等の皮膚への付着や吸い込みを防止するために長袖・長ズボン、マスク等の着用をお願いします。

区域から出る際のスクリーニング場への立ち寄りとは原則として不要ですが、区域内からの持ち出し物品がある場合は、最寄りのスクリーニング場等で持ち出し物品の計測を行ってください(13,000cpmを超える物品の持ち出しはできません)。

特に、当該区域内で、地域コミュニティで実施する行事、復興に資する視察・研修等を実施する場合の主催者は、参加者に対し、上記記載内容についての注意喚起・情報提供を行ってください。

当該区域では、以下の活動ができます。

- ① 通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅  
※住民による自宅などの片付けや修繕等を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)  
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保安全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 以下の事業等(ただし、営農及び事業所の再開又は新設を伴う場合は別添の手続きにより認められたもの)
  - ・復旧・復興に不可欠な事業(注1)
  - ・復旧・復興作業に携わる事業者・一時帰宅者などを対象とした事業(注1)
  - ・製造業など居住者を対象としない事業(注1)
  - ・営農(注1)(注2)
  - ・地域コミュニティで実施する行事、復興に資する視察・研修等実施するための参加者等の立入り
- ⑤ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)  
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

注1 区域内において、①放射性物質の除染作業及び②除去土壌・汚染廃棄物(1万Bq/kgを超えるもの)の収集・運搬・保管を実施する事業者、また、生活基盤の復旧作業等で、③特定汚染土壌等取扱業務(1万Bq/kg超の汚染土壌等を取り扱う業務)や④特定線量下業務(2.5 $\mu$ Sv/h超の場所における業務)を実施する事業者(労働者を使用する事業者)の方は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)で規定される線量管理の措置等を実施しなければなりません。

規則の内容をわかりやすくまとめた、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」や「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が定められていますので、詳しくは以下のウェブページをご覧ください。

なお、労働者を使用しない自営業者、個人事業者についても、両ガイドラインに基づき、線量管理等の措置を実施する必要があります。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-01.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120625-3.pdf>

また、事業や作業に伴う廃棄物の処理にも留意してください。

注2 営農については、品目によって、出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たって検査が必要となるものがありますので、あらかじめ当該地域における状況を確認してください。また、稲の作付については、「米の作付等に関する方針」に基づき、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められていますので、あらかじめ当該地域で実施可能な取組内容を確認してください。さらに、営農の実施にあたっては、除染の動向などにも留意してください。

注3 通過交通の詳細については、以下のウェブページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

※ 警察・消防は区域の防犯・防火のため、各区域で活動を行っております。

## 各種お知らせ・お問い合わせ先

- **原子力災害全般に関するお問い合わせ**  
原子力規制委員会 原子力規制庁  
政策評価・広聴広報課 コールセンター 電話 03-5114-2190  
平日午前8時30分～午後8時、土曜午前9時～午後6時
- **原子力損害の補償に関するお問い合わせ**  
東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター) 電話 0120-926-404
- **電気関係で困った際のお問い合わせ**  
東北電力コールセンター 電話 0120-175-366  
(停電・緊急時のお問い合わせの番号になります)
- **LPガスに関するお問い合わせ**  
社団法人福島県エルピーガス協会 電話 024-593-2161  
福島県エルピーガス協会相双支部 電話 0244-22-1141
- **LPガス以外の高圧ガスボンベに関するお問い合わせ**  
福島県一般高圧ガス協会 電話 024-942-8731
- **除染電離則等に関するお問い合わせ**  
福島労働局 電話 024-536-4602  
福島労働基準監督署 電話 024-536-4610  
郡山労働基準監督署 電話 024-922-1355  
相馬労働基準監督署 電話 0244-36-4175  
富岡労働基準監督署 電話 0240-28-0170
- **東日本大震災に関する情報**  
政府公報オンライン  
<http://www.gov-online.go.jp/sp/shinsai/index.html>
- 「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の設定状況  
<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#shiji>
- 「ふれあいニュースレター」  
(被災市町村から県内外に避難されている方々へ向けた、国からの情報提供)  
<https://www.meti.go.jp/earthquake/index.html>
- **帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する情報**  
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140217175933.html>  
※個別の施策についてのお問い合わせは、担当省庁までお願いします(担当省庁が御不明な場合は復興庁(電話:03-6328-1111)にお問い合わせいただければ、関係省庁にお繋ぎします)。